

## 2. 「駅東通り2丁目地区」地区計画

都市計画決定：平成4年7月24日(告示第50号・決定)  
平成8年4月1日(告示第36号・最終変更)

名称	駅東通り2丁目地区
位置	小山市駅東通り2丁目の一部
面積	約 1.9 ha
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(ハ)項第2号に掲げるもの。ただし、原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業(食品加工業を含む。)を営むものを除く。 2. 同法同表第2(ト)項第3号及び第4号に掲げるもの。ただし、同項第3号(5)中裁縫及び編物並びに同項同号(12)は、この限りではない。 3. 倉庫。ただし、主たる建築物に付属するものについては、この限りではない。
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線及び道路境界線までの距離は1.0m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。 1. 軒の高さが2.3m以下の車庫 2. 建築基準法施行令第135条の21に規定する建築物又は建築物の部分で上記1.以外のもの
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、できるだけ原色を避け、良好な居住環境にふさわしい落ち着いた色調のものとする。

### <参考>

- ・建築基準法別表第2(ハ)項  
第2号：[原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの]
- ・同法同表第2(ト)項  
第3号：[金属工作、塗料吹付、金属研磨、プレス、セメント製品の製造、金属の切削等の工場等]
- 第4号：[危険物の貯蔵又は処理に供するもの]

これは概要です。詳細は建築指導課にお問合せください。

